

子ども・子育て支援必須事業一覧

No.	事業名	事業概要	担当課
(1)	教育・保育	施設の利用を希望する保護者は、利用のための認定を受けることが必要となり、3つの認定区分に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園の施設の利用先を決定するもの	こども福祉課 学校教育課
		1号 教育のみを希望する満3歳以上の小学校就学前の子ども	
		2号 保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前の子ども	
		3号 保育を必要とする満3歳未満の子ども	
(2)	延長保育事業	保護者の勤務形態、通勤時間等によりやむを得ない理由により、認定時間を超えて保育を実施する事業	こども福祉課
(3)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	こども福祉課
(4)	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	こども福祉課
(5)	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	こども福祉課
(6)	幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園在園児を、幼稚園にて一時的に預かり、必要な保護を行う事業	学校教育課
(7)	幼稚園在園児以外を対象とした一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、公立保育園2園にて一時的に預かり、必要な保護を行う事業	こども福祉課
(8)	病児保育事業	病児・病後児について、病院に付設された専用スペースにおいて、保育士や看護師等が一時的に保育をする事業	こども福祉課
(9)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) ：就学児対象	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者とで構成する会員組織であって、その育児に関する相互援助活動の連絡、調整を行う事業	こども福祉課
(10)	利用者支援事業	子どもまたは、子どもの保護者の身近な場所で、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施する事業	健康推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
(11)	妊婦に対する健康診査	妊婦及び胎児の健康状態の把握や検査計測、保健指導及び、妊娠期間に応じた医学的検査を実施し、また、経済的負担を軽減するため、受診票を交付し、妊婦健診の費用の助成を行うもの	健康推進課
(12)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	健康推進課
(13)	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が家庭を訪問し、養育に関する助言・支援を行う事業	健康推進課
(14)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	こども福祉課
(15)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度に移行した教育・保育施設に在籍する、低所得者で生計が困難である児童の保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入する費用、または行事への参加に要する費用等の一部を補助する事業	こども福祉課